

第2章 発生経過

鹿児島県において、平成16年3月から9月にかけて、豚コレラウイルスが分離される5件の事例が発生した。これらの事例は同一のウイルスによるものであり、これが内容不明の薬品に起因する可能性が高いとされたことから、いずれの事例も「豚コレラ疑似患畜」として家畜伝染病予防法に基づく防疫措置が実施された。また、清浄性確認検査において、ワクチン非接種農場内に限局して豚コレラ抗体陽性豚が確認された事例もあり、この事例についても「豚コレラ疑似患畜」とされた。

表2-1 豚コレラ疑似患畜確認事例の発生経過と対応

項目	第1事例	第2事例	第3事例	第4事例	第5事例	計
発生場所	鹿屋市	鹿屋市	高尾野町	鹿屋市	鹿屋市	—
届出	3月15日	7月16日	8月2日	8月24日	9月15日	—
届出者	食肉衛生検査所	管理獣医師	飼養者	飼養者	飼養者	—
病性鑑定	3月17日	7月20日	8月2日	8月24日	9月15日	—
移動自粛要請	3月18日	7月20日	8月2日	8月27日	9月16日	—
確定診断	3月22日	7月22日	8月4日	8月29日	9月17日	—
発生頭数	1,144頭	521頭	657頭	879頭	468頭	3,669頭
周辺農場 (半径3km以内)	60農場	69農場	30農場	71農場	69農場	299農場
	75,000頭	70,000頭	8,800頭	71,000頭	71,000頭	295,800頭
清浄性 確認検査	3月19日	7月21日	8月6日	8月31日	(9月14日)	9回(()内は他事例と重複することから実施せず。)
	—	8月4日	8月23日	9月14日	—	
	—	(8月31日)	9月15日	—	10月28日～11月5日	
移動自粛解除	3月22日	7月24日	8月7日	9月3日	10月1日	—
移動自粛期間	5日間	5日間	6日間	8日間	16日間	—
殺処分月日	3月24～26日	7月24日	8月6～7日	9月2～4日	9月28日	—
殺処分頭数	1,131頭	512頭	653頭	844頭	448頭	3,588頭
(関連農場分)		(196頭)				(196頭)
防疫措置完了	3月30日	7月26日	8月7日	9月7日	10月8日	—
防疫従事者	421人	485人	396人	257人	401人	1,960人
うち家畜防疫員	237人	293人	308人	131人	271人	1,240人

これらのすべての確認事例において、全体で3,784頭が殺処分され、また初動防疫活動について、延べ1,240名の家畜防疫員を含めた1,960名が動員された。(表2-1)

1 第1事例

・3月15日： T市食肉センターに、鹿屋市のT肥育養豚場の豚が98頭出荷され、そのうち25頭が、いわゆる「ヒネ豚」であった。同日、K食肉衛生検査所で解体検査が行われたが、25頭中6頭に、肺及び腎臓の出血、全身リンパ節の腫大及び肩部皮下に出血が見られたことから、同検査所から敗血症及び抗生物質残留の検査のために保留された旨、肝属家畜保健衛生所に連絡があった。

・3月17日： 同検査所にて、抗生物質の残留が確認されたが、細菌性の疾病は疑われなかったことから、「豚コレラ」が強く疑われる旨、肝属家畜保健衛生所に連絡があった。

同日、肝属家畜保健衛生所はT肥育養豚場に立入を行ったが、豚コレラが疑われる豚は確認されなかった。同所としては、当該農場の44頭から採血を行い、豚コレラ抗体検査が鹿児島中央家畜保健衛生所で実施され、40頭(91%)において、抗体が確認された。念のために、農場管理者に豚コレラワクチンの使用を確認したが、その事実はない旨の回答であった。

同日、抗体検査等の結果を受けた県畜産課は、農林水産省消費・安全局衛生管理課(以下、「衛生管理課」という)に通報し、協議を行ったところ、①ワクチンの使用の有無を再確認する、②病性鑑定殺によりウイルスを確認する、③念のために「移動自粛」を要請する、及び④周辺農場及び関連農場の清浄性確認検査を実施することの指示であった。

・3月18日： 早朝、肝属家畜保健衛生所が飼養豚10頭を鑑定殺し、扁桃及び脾臓等を採材し、鹿児島中央家畜保健衛生所で蛍光抗体法(以下、「FA」という)を実施したが、全て陰性であった。そのため、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所海外病部(東京都小平市)(以下、「動物衛生研究所」という)に検査材料が送付され、FAが実施されたが、検査結果は鹿児島中央家畜保健衛生所での検査結果同様、陰性であった。

同日、念のために発生農家から半径3km以内の57戸、60農場に対し豚の移動自粛が要請された。また、同日から20日まで、関連農場7農場と周辺57戸60農場について立入検査及び抗体検査を行ったが、全てにおいて、豚コレラウイルスの感染を疑うような事例は確認されなかった。

・3月21日： 動物衛生研究所において、扁桃及び脾臓を乳剤にし、ウイルス分離が試みられたところ、10例中2例からウイルスが分離され、その分離ウイルスは国内承認ワクチン株(GPE⁻株)ではないとの検査結果の報告を受けた。

同日夕刻から22日早朝にかけて、農場経営者及び農場管理者に対し、ワクチン使用の有無について確認したところ、内容不明な薬品の注射を認める発言があったことから、この事実を衛生管理課に報告した。

・3月22日： 鹿児島県における検査及び調査結果、並びに動物衛生研究所の分離ウイルスの性状検査成績等をもとに、国において「第11回豚コレラ撲滅技術検討会」が開催され、以下のような検討結果が打ち出された。

<第11回豚コレラ撲滅技術検討会の概要>

- | | | |
|---|----|--------------------------|
| 1 | 日時 | 平成16年3月22日(月)17:30~19:00 |
| 2 | 場所 | 農林水産省消費・安全局第4・5会議室 |
| 3 | 概要 | (1)当該農場の飼養豚の取扱い |

- ・今回の事例は未承認ワクチンの接種によるものであることから、ウイルス分離で陽性となった豚及びその同居豚は疑似患畜として取り扱うこととされた。
 - ・当該農場に対しては、直ちに家畜伝染病予防法第14条に基づく隔離の上、防疫の徹底を図ることとされた。
 - ・疑似患畜は、順次、焼却、埋却等を進めることとされた。
- (2) 周辺農場の取扱い
- ・周辺農場については清浄性が確認されており、移動自粛を解除することとされた。
- (3) OIE（国際獣疫事務局）への通報
- ・今回の事例は未承認ワクチンの接種によるものであること、他の農場にまん延していないことを通報することとされた。
- (4) その他
- ・今回の事例を踏まえ、ワクチンの適切な使用の確保が重要であるとの意見があった。

この検討結果を踏まえ、豚コレラ疑似患畜と確定診断されるとともに、周辺及び関連農場の清浄性確認検査の状況を踏まえ、5日間の移動自粛要請が解除された。

- ・ **3月24日～26日**： 農場内の1,131頭について、殺処分が行なわれた。
- ・ **3月26日～30日**： 畜舎内外の消毒が入念に行なわれた。これらの一連の防疫活動に237名の家畜防疫員を含む421名の防疫従事者を要した。
- ・ **6月1日～3日**： 繁殖農場で抗体陰性を確認した850頭をおとり豚として導入し、経営が再開された。
- ・ **6月8日～10日**： 繁殖農場で抗体陰性を確認した795頭がおとり豚として追加導入され、合計で1,645頭が導入された。
- ・ **発生当初～6月28日**： 農場管理者の証言および分離ウイルスの性状から、豚コレラ疑似患畜の発生の原因が内容不明の薬品の使用が原因とされたことから、家畜伝染病予防法及び薬事法の観点から、裏付けとなる物証等の確保に努力が傾注されたが、明確な物証は確認されなかった。
- ・ **7月14日**： 農場経営者及び管理者には、動物用医薬品の不適正使用があったことから、当分の間、行政指導が行われることとされた。

2 第2事例

- ・ **7月16日**： 第1事例から約1.2kmほど南南西へ離れた母豚75頭の一貫経営のS農場の管理獣医師から、母豚の食欲不振及び子豚の下痢症状が見られていたことから、肝属家畜保健衛生所に病性鑑定の相談があった。
- ・ **7月20日**： 肝属家畜保健衛生所に、子豚4頭と母豚血清10頭分が持ち込まれた。直ちに子豚の病理解剖を行ったところ、腎臓の点状出血、脾臓の出血梗塞及び腸管膜リンパ節の腫大など、豚コレラを疑う所見が見られたことから、鹿児島中央家畜保健衛生所に子豚4頭の臓器及び母豚10頭の血清が持込まれた。直ちに検査が行われ、子豚4頭は全てFA陽性、抗体陰性、母豚10頭中9頭が抗体陽性であった。この検査結果を受けて、周辺3km以内の53戸、69農場に豚の移動自粛が要請された。
- ・ **7月21日**： 鹿児島中央家畜保健衛生所から動物衛生研究所に検査材料が送付された。一方、肝属家畜保健衛生所では追加的に子豚13頭、肥育豚5頭及び母豚10頭の計28頭の血清が採取され、鹿児島中央家畜保健衛生所で抗体検査が行われ、24頭が陽性であった。周辺農場への立入検査及び採血を行い、清浄性確認検査が行われた。
- ・ **7月22日**： 清浄性確認検査の結果、13農場を除く、異常が認められなかった56農場について、同日移動自粛が解除された。

なお、国においては、今後の防疫対応について、第12回豚コレラ防疫技術検討会が開催され、以下のとおりに検討結果が出された。

<12回豚コレラ撲滅技術検討会の概要>

- 1 日 時：平成16年7月22日（木）14:00～15:50
- 2 場 所：農林水産省消費・安全局第5会議室
- 3 概 要：
 - (1) 検査成績
 - ・豚コレラウイルスが分離された。同ウイルスの遺伝子解析は継続中であるが、現時点では、3月に確認された未承認ワクチンの接種事例と類似のウイルスに起因するものとされた。
 - ・当該農場における抗体検査成績等、飼養豚の異常の発生時期等から、以前から当該農場にウイルスがあったものと推定された。
 - (2) 当該農場の飼養豚の取扱い
 - ・今回の事例は、現時点では、未承認ワクチンの接種によるものかどうかは確認できていないことから、引き続き、疫学調査等を進めることとし、ウイルス分離で陽性となった豚及びその同居豚（当該農場飼養豚）は疑似患畜として殺処分すべきとされた。
 - (3) 周辺農場等の取扱い
 - ・周辺農場については、十分に清浄性確認を行った上で移動自粛を解除して差し支えないが、豚の移動先の確認等を徹底するとともに、一定期間経過後抗体検査によって再度の清浄性確認を行うこと。また、異常が認められた場合には早期の報告を行うよう飼養者に周知すべきとされた。
 - ・現時点では、緊急ワクチン接種を実施する状況にはないが、万が一に備えて迅速かつ的確な接種が行えるよう体制の確認、維持に努めるべきとされた。
 - (4) その他の意見
 - ・今回の発生事例につき周知し、豚の病性鑑定の実施の際には必ず豚コレラの検査を実施するよう徹底すること。
 - ・3月の未承認ワクチンの接種事例及び今回の事例を踏まえ、その疫学関連農場等について調査を徹底し、今回分離されたウイルスのまん延のない状況を確認するとともに、全国的な清浄性確認の徹底を計画的に行うことにつき検討を進めること。
 - ・今般の事例についての対応、調査結果を積極的に情報提供し、関係者の理解を得て本病の撲滅対策を推進すること。

- ・ 7月24日：飼養豚512頭が殺処分され、終了後消毒が実施された。以上の防疫活動に293名の家畜防疫員を含む485名を要した。
残り13農場中4農場の清浄性が確認され、移動自粛が解除された。
- ・ 7月25日：残り9農場中8農場の清浄性が確認され、移動自粛が解除され、1肥育農場の移動自粛は継続された。

<移動自粛が継続された肥育農場について>

- ・ 7月21日：第2事例豚コレラ疑似患畜の発生に伴う1次清浄性確認検査で抗体陽性豚が確認された。
- ・ 7月23日：再検査を実施したところ、2豚舎のうち、100～120日齢豚を飼養していた豚舎（2号豚舎）は採血した34頭すべてが陰性であったが、200日齢

豚を飼養していた豚舎（1号豚舎）は採血した18頭中17頭が陽性であり、同一豚舎内において抗体陽性豚が限定的に確認された。

- ・ 7月25日：抗体陽性豚が確認されたことにより移動自粛を要請した。
- ・ 7月26日：当該農場の関連繁殖農場（第1農場）において、月齢別に計120頭が採血され清浄性の確認が行われたが、特に豚コレラウイルスの感染が疑われるような事例は確認されなかった。
- ・ 7月29日：再度、当該農場について豚舎毎に採血を行い抗体検査を実施したところ、1号豚舎は60頭中51頭が陽性、2号豚舎は60頭すべてが陰性であった。また、当該農場の鑑定殺2頭、抗体陽性豚2頭及び死亡豚1頭についてウイルス抗原の検索を行ったがすべて陰性であった。これらの事実を踏まえ、農場主に豚コレラワクチン接種の有無について確認したが、使用の事実が確認されず、豚コレラウイルスの感染が否定できず、「疑似患畜」として、第3農場の1号豚舎の196頭を殺処分を行うこととなった。
- ・ 8月12日：殺処分が実施されるとともに、畜舎消毒が行われた。

- ・ 8月 4日： 発生後14日目の清浄性確認検査が実施され、全ての農場において清浄性が確認された。しかし、40日後の清浄性確認検査は、4例目が確認されたことから、実施されなかった。

3 第3事例

- ・ 7月20日： 2例の発生があった鹿屋市から約100km 離れた高尾野町の飼養規模600頭の肥育豚場において、肺炎症状で死亡事故が多発し、7月23日までに6～7頭が死亡した。
- ・ 7月30日： 抗生物質の投与により一時的に回復したが、再度死亡率が増加した。
- ・ 8月 2日： 農場主から、4月から7月の事故率は、0.73%～0.95%で推移していたが、7月16日以降、咳、鼻汁、食欲不振等の肺炎症状を呈し、元気消失した豚が散見され、事故率が3%（15日間で約20頭死亡）となっているとの連絡があり、立入調査が実施された。当該農場は、3つの肥育豚舎で構成されており、異常豚は第2豚舎中通路左側の豚房に限局していた。農場主の依頼により、7月5日導入の1頭と7月10日導入の死亡豚1頭の計2頭が病性鑑定殺された。

ウイルス学的検査では、FA で2頭とも扁桃陰窩上皮に特異蛍光が認められた。白血球減少が8頭中4頭に認められ、いずれも1万個/mm³以下であった。RT-PCR 検査では5頭中4頭が陽性で、抗体検査では10頭中3頭が陽性であった。

これらの結果を受けて、北薩地域発生現地対策本部が設置され、半径3 km以内の31農場の約8,800頭に対し、移動自粛が要請された。

- ・ 8月 3日： 確定診断のため動物衛生研究所へ検査材料が送付され、豚コレラウイルスが分離された。この分離ウイルスは、遺伝子解析の結果、本県で3月と7月に確認された事例と同一のウイルスであることが確認された。また、当該農場の追加的抗体検査では、64頭中5頭が陽性であった。さらに、県外の導入元家畜市場に出場されていた27農場については、清浄性が確認された旨、関係県から県畜産課は報告を受けた。
- ・ 8月 4日： 疫学関連農場7農場で採血され、6日までに清浄性が確認された。国において、第13回豚コレラ撲滅技術検討会が開催され、以下のとおりの検討結果が出された。

<第13回豚コレラ撲滅技術検討会の概要>

- 1 日 時：平成16年8月4日（水）16:30～18:45
- 2 場 所：農林水産省消費・安全局第5会議室
- 3 概 要：
 - (1) 検査成績等
 - ・当該農場の飼養豚から豚コレラウイルスが分離された。同ウイルスの伝子解析の結果、3月に確認された未承認ワクチンの接種事例及び7月に確認された事例と同一のウイルスに起因するものとされた。
 - (2) 当該農場の飼養豚の取扱い
 - ・引き続き、ウイルスの侵入経路について、飼養豚の導入元農場、3月及び7月の事例との関連の有無を含めた疫学調査を進めることとされた。
 - ・ウイルス分離で陽性となった豚及びその同居豚は疑似患畜として殺処分すべきとされた。
 - (3) 周辺農場等の取扱い
 - ・周辺農場については、臨床症状の確認及び抗体検査等による清浄性確認検査を行った上、移動自粛を解除して差し支えないが、豚の移動先の確認等を徹底するとともに、一定期間経過後、再度同様の清浄性確認を行うこととされた。
 - ・導入元農場等疫学関連農場についても周辺農場と同様に清浄性の確認を行うこととされた。
 - (4) その他の意見
 - ・未承認ワクチンの接種事例と同一のウイルスによる豚コレラ疑い事例が続けて確認されたことから、当該事例が確認された地域における計画的な清浄性確認の実施の必要性が指摘されるとともに、養豚農場、関係者等に対する今般の事例についての的確な情報提供を行うことによる無用の混乱の回避が必要との指摘がされた。

- ・ 8月 5日： 県豚コレラ防疫対策会議が開催されたが、北薩地域においても緊急防疫対策会議を開催し、以下の6つの事項が協議された。
 - 1) 清浄性の確認検査日程調整
 - 2) 管内養豚農場における消毒の徹底
 - 3) 飼料搬送車は農場に出入りする際に徹底消毒の実施と周知の徹底
 - 4) 異常な死亡事故等は家畜保健衛生所へ届け出ること
 - 5) 死亡豚の取り扱いは、畜産課と生活衛生課で協議し、特別埋却処理で対応
 - 6) ふん尿処理について、農場からの放流水の消毒など
- ・ 8月 6日： 200頭が殺処分された。防疫区域内（半径3km）の発生農場を除く30農場に立入りが行われ、195頭が採血され、第1回清浄性確認検査が実施された。
- ・ 8月 7日： 清浄性が確認された28農場について移動自粛が解除された。残り2農場については、抗体陽性豚が確認されたため、ワクチン接種歴の調査と併せて抗体検査の再検査を実施し清浄性が確認されたことから、移動自粛が解除された。

当日も653頭を殺処分し、畜舎の消毒、汚染物品の埋却を行い、初動防疫を終了した。

これらの初動防疫に家畜防疫員延べ308名を含む396名が動員された。
- ・ 8月23日： 第2回目清浄性の確認検査を実施したが、臨床検査及び血液検査で異常は

みられなかった。

- ・ 9月15日： 第3回目清浄性の確認検査を実施したが、臨床検査及び血液検査で異常はみられなかった。

4 第4事例

- ・ 8月19日： 第1事例から南西へ700m、第2事例から北へ300m離れた母豚75頭の豚コレラワクチンを使用していない一貫経営豚場の農場主から、母豚が食欲不振である旨の届出があった。肝属家畜保健衛生所は直ちに立入し、検温が行われたが特に異常は認められなかった。

- ・ 8月24日： 食欲不振の豚は継続して治療が行われていたが、母豚1頭が皮膚の赤色発疹を呈して死亡したため、当該豚が病性鑑定された。その結果、抗体検査では疑陽性であり、FA及びRT-PCRはともに陰性であった、

- ・ 8月25日： 同居の母豚10頭および肥育豚15頭の計25頭が採血された。

- ・ 8月26日： この25頭について、鹿児島中央家畜保健衛生所で抗体検査が実施されたところ、母豚10頭中5頭が抗体陽性であった。この5頭のうち3頭については8月4日の清浄性確認検査の抗体検査で陰性が確認されていたが、うち2頭が陽転していた。

死亡した母豚2頭と生きた子豚2頭を解剖したところ、母豚は全身の出血、腸の出血が、子豚については2頭とも発疹が確認された。

- ・ 8月27日： 当該死亡母豚2頭は1頭がFA疑陽性、1頭が抗体陽性及び2頭ともRT-PCRは陽性であった。RT-PCR陽性の死亡母豚2頭の検査材料が動物衛生研究所に送付された。なお、子豚2頭については、FA、抗体及びRT-PCRとも陰性であった。

また、母豚12頭と種雄豚3頭の計15頭について抗体検査が実施されたが、母豚では陽性が5頭、疑陽性が1頭、種雄豚では1頭が疑陽性であった。

さらに、母豚5頭が解剖されたが、脾臓の出血、皮下出血、舌根部潰瘍が1頭に確認された。また母豚36頭について抗体検査のための採血が行われた。この時点で、半径3kmの71農場について、移動自粛の要請が行われた。

- ・ 8月28日： 母豚5頭についてはFA陽性が1頭、疑陽性が1頭、抗体陽性が3頭であった。また、母豚36頭の抗体検査では5頭が陽性であった。

なお、8月27日に解剖した死亡母豚2頭から分離されたウイルスは1～第3事例と同一のウイルスであることが、動物衛生研究所の検査で判明したことが衛生管理課から県畜産課に連絡があった。

- ・ 8月29日： 動物衛生研究所の検査結果を受けて、衛生管理課と協議のうえ、「豚コレラ疑似患畜」と決定された。

- ・ 8月31日～9月2日： 清浄性確認検査が行われ、全て清浄性が確認された。

- ・ 9月3日： 移動自粛の解除が行われた。

- ・ 9月2～4日： 計844頭が殺処分され、4日に消毒が実施された。なお、防疫活動に家畜防疫員131人を含む257名を要した。

- ・ 9月14日： 清浄性確認検査（14日目）が実施された。

- ・ 11月2日： 当該農場が補修中であることから、同一経営の別農場に370頭が導入された。

5 第5事例

- ・ 9月12日： 母豚58頭飼育の一貫経営豚場において、母豚1頭が食欲不振及び元気消失が見られたため、抗生物質と強肝剤により治療が行われた。

- ・ 9月14日： 当該母豚が発熱し、体温は41.9℃であった。

- ・ 9月15日： 農家から当該母豚1頭が急死した旨の届出があった。直ちに肝属家畜保健

衛生所で病性鑑定が実施され、その後鹿児島中央家畜保健衛生所でFAが実施されたところ、陽性であった。

- ・ 9月16日： この結果を受けて、半径3 km 以内の69農場に対し、移動自粛が要請された。
- ・ 9月17日： 鹿児島中央家畜保健衛生所で豚コレラウイルスが分離され、直ちに動物衛生研究所海外病部に分離ウイルスが送付された。
- ・ 9月18日： 67農場について移動自粛が解除された。第14回豚コレラ撲滅技術検討会が開催がされ、今後の防疫対応が検討された。

<第14回豚コレラ撲滅技術検討会の概要>

1 日 時 平成16年9月18日(土) 14:00~18:00

2 場 所 農林水産省消費・安全局第4, 5会議室

3 概 要

- (1) 鹿児島県鹿屋市の現地調査の概要が報告されるとともに、これまでの感染確認例の防疫対応について説明を行った。
- (2) 動物衛生研究所から、現在、実施中の分離ウイルスの接種試験について、途中経過として、一定の条件の下では、接種豚に豚コレラの症状、病変がみられ、未接種の同居豚への感染も成立したとの説明があった。
- (3) 検討会として、以下のような意見が取りまとめられた。
 1. 防疫対応について、狭い範囲で感染が続けて確認されていることを踏まえ、あらゆる可能性を想定し、発生農場の隔離、消毒、ネズミ等の駆除、周辺農場における人の立入制限、入場車両の消毒等を徹底し、その実施状況を確認すべき。
 2. 清浄性の監視については、抗体検査による方法に加え、死亡豚の発生状況等についての報告徴求を確実に実施し、死亡豚についての病性鑑定を積極的に実施すべき。
 3. 現在の状況を考慮すると、当該地域でのまん延防止のための緊急ワクチン接種は、実施すべきではない。

- ・ 9月22日： 衛生管理課から、分離ウイルスは1~4事例の原因ウイルスと同一である旨の連絡を県畜産課が受けた。
- ・ 9月23日： 国の豚コレラ撲滅技術検討会の検討結果を受けて、地域が1つの養豚場という感覚で地域の衛生対策を徹底するよう現地説明会を開催するとともに、地域が一体となって衛生対策に取り組むよう「鹿屋市豚重要疾病対策協議会」の設立について、地域養豚農家の合意が得られた。
- ・ 9月24日： 1農場について、ワクチンの接種歴等の調査結果に基づき、移動自粛の要請が解除された。
- ・ 9月27日： 豚コレラ撲滅技術検討会の意見に基づき、ネズミの駆除が開始され、10月28日まで実施された。
- ・ 9月28日： 448頭が殺処分されたが、肥育豚128頭については、ウイルス伝播の可能性が低いこと、発生があった育成豚舎と肥育豚舎は放牧地を挟んで距離があり、防疫帯を設けることが可能であることから、殺処分を行わず残すこととされ、全ての豚が出荷されるまで観察することとなった。

なお、これらの初動防疫には、家畜防疫員271名を含む401名が動員された。
- ・ 10月1日： 残り1農場が、ワクチンの接種歴等の調査結果に基づき、移動自粛の要請が解除され、全ての移動自粛要請が解除された。
- ・ 10月2日： 周辺農家の賛同を得て、地域の組織的な防疫対策の実施を協議するために、「鹿屋市豚重要疾病対策協議会」の設立総会が開催された。

- ・10月4日： 鹿屋地域を除く県内の全養豚場において豚コレラ清浄性が確認された。
- ・10月7日： 分娩舎、育成舎及び離乳舎におけるねずみの駆除後に消毒が開始された。
- ・10月12日： 「鹿屋市豚重要疾病対策協議会」の役員会が開催され、総会日程と事業方針が話し合われた。
- ・10月21日： 「鹿屋市豚重要疾病対策協議会」総会において具体的な衛生対策の検討が行われた。

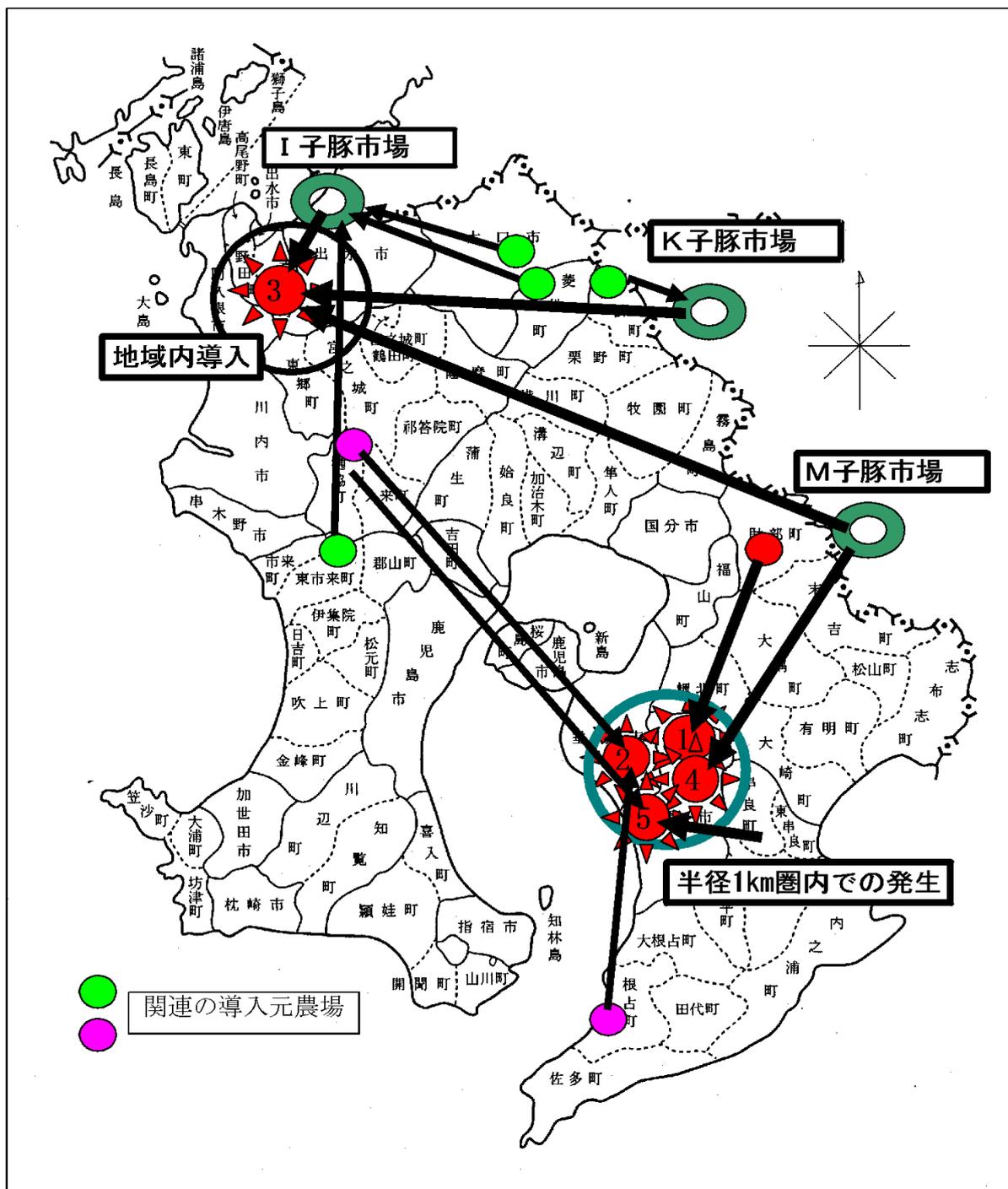


図2-1 県内における「豚コレラ疑似患畜」の発生と疫学関連

農場については衛生管理課を通じて当該県の家畜保健衛生所による調査が行われた。

6-2 防疫対応

5例すべての発生については、第1事例が内容不明の薬品の注射による事例であり、また第2事例以降の事例で分離されたウイルスも、第1事例のものと同一であったことから「患者」とされず、「疑似患者」として殺処分されることとなった。

また、第2事例の発生事例に関連して実施された清浄性確認検査で、限局して陽性豚が摘発された事例についても、家畜伝染病予防法第2条第2項に規定する「患者となる恐れがある家畜」とされ、「疑似患者」として殺処分された。

一連の豚コレラ疑似患者の確認事例については、「豚コレラ疑似患者」と確定され次第直ちに、半径3 kmの養豚農家に豚の移動自粛が要請され、発生確認直後、14日後および40日後に清浄性確認作業が実施された。

初動防疫は県内の家畜保健衛生所の家畜防疫員を中心に、県の出先機関の家畜防疫員等、地元市町村および農業団体職員によって行われ、清浄性確認検査、殺処分、消毒等が実施された。

移動自粛期間は最短5日間、最長はネズミの駆除等に時間を要した第5事例の16日間で、比較的短期間のうちに終了した。

殺処分には平成14年度に整備された、牛、豚がと殺できる電気と殺機（ドイツ製、KARL SCHERMER



GmbH & Co. KG社、型式 **写真1-1 電気と殺機による殺処分の模様**

(ST-EC-2 & ST-ZK3) が使用された(写真1-1)。電気と殺機は本土6カ所および離島3カ所に整備されていたが、今回の殺処分には本土に整備されている6機が使用された。殺処分豚は、豚コレラ防疫対策要領に基づき、全て化製処理された。

また、本県では薩摩半島に1カ所（鹿児島中央家畜保健衛生所内）および大隅半島に1カ所（曾於家畜保健衛生所内）の計2カ所に消毒機器、消毒薬や防疫服等の防疫資材が備蓄されていたが、今回の初動防疫には、これらの備蓄資材が動員された（図2-3）。

今回の一連の発生事例には内容不明な薬品の注射も疑われたことから、特に第1事例については延べ13回に亘り、農場経営者及び管理者等延べ25名に対し、内容不明の薬品の注射の事実確認を行うとともに、防疫活動と併せて、動物用医薬品の適正使用に関する行政指導が、肝属、曾於の両家畜保健衛生所および畜産課により実施された。

また、発生の疫学調査のために、農林水産省により、7月22日から24日に第1次疫学現地調査（2名）が、7月25日から27日に第2次疫学現地調査（1名）が行われるとともに、7月27日から30日には動物用医薬品に関する使用実態のための第3次現地調査（2名）が実施された。

薬事の調査は、9月16日、鹿児島・宮崎・熊本県の3県に共通する動物用医薬品一般販売業者に関して合同の薬事立入調査が実施された。10月12日には6月に改正された家畜伝染病予防法で、まん延防止措置を講じなかった者に対して手当金の不交付が規定されたことから、不正な動物用医薬品の使用の有無を確認するための、家畜保健衛生所の薬事監視員による動物薬事の現地一斉調査が行われた。

さらに、続発が確認された鹿屋市については、9月16日、衛生管理課、豚コレラ撲滅検討会及び動物衛生研究所九州支所の専門家が、防疫措置の助言と併せて、疫学調査のために現地調査を行った。



図2-3 県内の防疫資材の備蓄配置状況

なお、今回の一連の発生に関し、家畜伝染病予防法に基づく手当金と加入者には家畜防疫互助金が交付されるが、経営再建のためには即座の資金調達が必要であった。しかし、発生農家への銀行からのつなぎ資金の融資は困難であったが、家畜防疫経営維持資金において、これまでの融資対象疾病であった BSE 及び高病原性鳥インフルエンザに加え、豚コレラも融資対象とされたことから、手当金、互助金及び制度資金による充実した支援措置が整備されることとなった。